第1222回 高知市教育委員会7月定例会 議事録

- 1 開催日 令和元年7月23日(火)
- 2 教育長開会宣言
- 3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第31号 令和2年度使用高知地区教科用図書の採択について

日程第3 市教委第32号 令和2年度使用高知地区小・中・義務教育学校教科用図書(学校

教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。) の採択につ

いて

日程第4 市教委第33号 令和2年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及

び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の

規定に基づく一般図書の採択について

日程第5 市教委第34号 高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について

報告 ○高知商業高等学校受賞報告

○いじめ案件について

4 出席者

出席者						
教育委員会	1番教育長	Щ	本	正	篤	
	2番委員	谷		智	子	
	3番委員	西	森	やよい		
	4番委員	野	並	誠		
	5番委員	森	田	美	佐	
本	サ 本ル 目	٦ <i>١</i>	油岩	l z=1+	. 卢 [7	
争務同		•				
	教育次長	高	畄	幸	史	
	教育政策課長	島	内	裕	史	
	学校教育課長	溝	渕	隆	彦	
	学校教育課副参事	西	田	尚	弘	
	生涯学習課長	小	畑	和	正	
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中	井	昭	秀	
	高知商業高等学校事務長	池	上	哲	夫	
	教育政策課長補佐	濵	田	光		
	学校教育課学校教育班長	竹	内	清	貴	
	人権・こども支援課生徒指導班長	武	田	和	久	
	教育研究所特別支援教育班長	萩	森	司		
	学校教育課指導主事	入	江	洋		
	学校教育課指導主事	藤	村	正	和	
	人権・こども支援課指導主事	楠	瀬	亜	砂	
	教育研究所指導主事	戸	梶	利	道	
		教育委員会	教育委員会1 番教育長 2 番委員 3 番委員 4 番委員 5 番委員四 野 5 番委員事務局教育次長 教育次長 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課長 生涯学習課長 人権・こども支援課生徒指導対策監 高知商業高等学校事務長 教育政策課長補佐 学校教育課長補佐 学校教育課長 技援課生徒指導班長 教育研究所特別支援教育班長 大権・こども支援課生徒指導班長 教育研究所特別支援教育班長 学校教育課指導主事 学校教育課指導主事 人権・こども支援課指導主事 人権・こども支援課指導主事 人権・こども支援課指導主事 人権・ことも支援課指導主事 人権・ことも支援課指導主事 人権・ことも支援課指導主事 人権・ことも支援課指導主事	教育委員会1番教育長 2番委員 3番委員 4番委員 5番委員山本 谷 西森 野 野 事務局数育次長 教育次長 教育政策課長 学校教育課長 学校教育課長 上進学習課長 人権・こども支援課生徒指導対策監 高知商業高等学校事務長 教育政策課長補佐 学校教育課学校教育班長 大権・こども支援課生徒指導班長 教育研究所特別支援教育班長 学校教育課指導主事 学校教育課指導主事 学校教育課指導主事 大権・こども支援課指導主事 人権・こども支援課指導主事 人権・こども支援課指導主事 人権・こども支援課指導主事 人権・こども支援課指導主事 人権・こども支援課指導主事 人権・こども支援課指導主事 人権・こども支援課指導主事 人権・	教育委員会 1番教育長 山本正 2番委員 石森や。 3番委員 野並誠 4番委員 野 並誠美 事務局 教育次長教育次長教育政策課長 教育政策課長 清海 田 尚 和 隆 尚 和 四 所 和 四 五 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四	

教育政策課総務担当係長 教育政策課主任 神岡純子西村夏海

第1222回 高知市教育委員会 7月定例会 議事録

- 1 令和元年7月23日 (火) 午後3時50分~午後5時15分 (オーテピア高知図書館4階集会室)
- 2 議事内容

開会 午後3時50分

山本教育長

ただいまから第1222回高知市教育委員会7月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は谷委員、よろしくお願いいたします。

谷委員

はい。

山本教育長

本日は議案が4件,報告事項が2件となっています。議案のうち3議案は8月末までの間,時限 秘の内容となっており,報告事項のうち1件は個人情報に関わる内容であることから,秘密会とな りますので,先にそれ以外の議案及び報告事項から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

- 【は い】 ------

山本教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第5 市教委第34号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長

5ページ,市教委第34号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について」ご説明します。 高知市青年センター条例第21条第1項において「高知市青年センター運営委員会を置く」と定め られ,第22条において,「運営委員会は,教育委員会が委嘱する」と定められており,この規定に 基づき,高知市青年センター運営委員会委員を委嘱しております。運営委員会は同条例第21条第2 項により,運営委員会は青年センターの運営に関し,教育委員会の諮問に応ずるとともに,青年センターにおける各種の事業の企画及び実施について,教育委員会に対して意見を述べることができ ます。

今回,令和元年7月31日で2年の任期が満了となることから,新たに委員の委嘱を行おうとするものでございます。

6ページをご覧ください。高知市青年センター運営委員会委員の名簿でございます。今回,青年センター運営委員会委員として委嘱を予定しているのは10名で、うち3名が再任、7名の方が新たに委嘱を行おうとする方でございます。

新任の7名の方のご説明をさせていただきます。まず、名簿の2番目の永野雅義さん、3番目の 浜田成和さん、4番目の武田敏宏さん、5番目の五十嵐隆さんは所属しますそれぞれの団体からの 推薦による交代でございます。名簿6番目の高知市小中学校PTA連合会事務局長の藤田清美さん につきましては、長い間、委員にご推薦をいただいておりました高知市青年団協議会OB会からご 推薦がいただけなくなったことから、初めて高知市小中学校PTA連合会にご依頼し、ご推薦いた だいた方でございます。名簿7番目の青年センター利用者の矢野淳彦さんと名簿8番目の青年セン ター利用者の久志悠花さんは、青年センターをご利用いただいている青少年団体の中から、青年センター事業として実施しております、成人式と姉妹都市の北海道北見市との青少年の交流事業で、ご協力をいただいている団体を選び、ご推薦をいただいた方々でございます。

委員の任期は令和元年8月1日から令和3年7月31日でございます。

また、委員における女性委員の比率は、40%でございます。

説明は以上でございます。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

森田委員

一つ教えていただきたいですけれども、7番の方はその利用者であって、たまたま先生もなさっている、両方を兼ねているということでご推薦があったということですか。

生涯学習課長

青年センターを利用していただいている青少年団体の指導者の先生でして,指導者の方に今回委員をお願いさせていただいております。

森田委員

ありがとうございます。

西森委員

質問があります。規定上、定員は何人になっていますか。

生涯学習課長

10名です。

西森委員

では、10名が専任ということですね。今回のこの委員について、新任の方と新任でない方、再任の方がいらっしゃるわけですが、女性比率を上げる上で何か工夫をされた点はございますか。

生涯学習課長

団体若しくは個人にご依頼するときに、高知の女性委員の比率等々につきまして各種団体にお願いをしておりますということで、できるだけ女性の方のご推薦をということを、団体にはお願いをしております。今回、女性委員さんのご推薦をいただけましたので、40%になったということになります。

西森委員

9番,10番の方は新任ではないので特段のご説明はありませんでしたが、この方たちはどういったルートで入られた方ですか。

生涯学習課長

青年センターをご利用いただいている指導者の方は、35歳という年齢制限を設けさせていただいておりますが、もう35歳と36歳の方でして、昔、青少年団体の利用者としてご利用いただいており、今は指導者のような形で、今も青少年の方には関わっていただいております。OBのような形で、この二人にはお願いをさせていただいています。

西森委員

個別にお願いされたというイメージですか。

生涯学習課長

そうですね。団体としてご利用はいただいていないのですが、その団体の指導的な立場で、今も 青年センターをご利用いただいている方々になります。

西森委員

分かりました。何でそんなことをお聞きしたかと言うと、このセンター利用者、個人という形が、 他の委員さん、いろんな委員会で余り見ない形だったので、その点に対して関心があったというこ とと、クオータ制みたいな役割を果たしているのかな、とも思ったので。昨今流行りのいろいろ、例えば定員が8名なんだけれども、10名にしてそこを女性に割り当てるというようなことで比率を上げるというような取組がいろんなところであって、賛否両論あることかとは思っているのですが、今回たまたま9番、10番の方が個人で、しかも女性でいらっしゃるようにお見受けしたので、ひょっとしてそういうクオータ制を意識されているのかなとも思ったのですが、そうしたことでもないみたいですけど、一応そういう質問をさせていただきました。ありがとうございます。

山本教育長

それではほかにご意見もないようですので、この件につきまして質疑を終了しまして、採決に移りたいと思います。市教委第34号「高知市青年センター運営委員会委員の委嘱等について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

―【異 議 な し】――――

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第34号は原案のとおり決しました。

次に、報告事項です。「高知商業高等学校受賞報告」について、事務局からの説明をお願いします。

高知商業高等学校事務長

高知商業高等学校の受賞報告について、説明いたします。

7月16日に令和元年度外務大臣表彰が発表されましたが、その中で高知商業高等学校のラオス学校建設活動の取組が、日本とラオスとの相互理解の促進における功績として評価され、外務大臣表彰を受賞することとなりました。

表彰式は、本日午後3時から、外務省飯倉別館で行われ、本校からは岡崎校長と松田生徒会長の 2名が代表として参加しております。

高知商業高校のラオス学校建設活動は、お手元に「25年のあゆみ」のパンフレットを配付しておりますが、平成6年にスタートして、昨年25周年を迎え、今年で26年目となります。

パンフレットの最後のページを開けていただくと、これまでの活動で建設した学校8校を紹介しております。また、この活動が生徒会を中心として、25年間にわたって継続してきた要因を説明しております。1番目に、模擬株式会社を設立して、生徒は募金ではなく、出資という形でこの活動に参加する方法を採用したことです。2番目に、地元高知に目を向けたことですが、ラオス交流物産展や雑貨販売店舗「ラオスカイ」の運営、はりまやストリートフェスティバルの開催など、地元の商店街の方にも協力をいただきながら、市民の幅広い協力・支援を取り込み、活動を広げたこと。3番目に、この事業を教材として、様々な出来事や課題を感受性の豊かな生徒たちが、自分たちの課題として取り組み、大きな成長につなげることができたこと。これまでの取組を行う中で、数多くの失敗や課題に遭遇してきておりますが、その都度振り返り、原因を分析しながら、前進してきております。

このように、ラオス学校建設活動は、高知市の将来を担う高知商業高校の生徒にとって先輩から 受け継がれてきた重要な事業として、また自分自身にとっても大きな成長の機会として位置づけら れており、今年も8月にラオスを訪問する計画です。これまでも、この事業に対して様々な形でご 支援・ご協力をいただいた市民の皆様に、感謝を申し上げ、今回の外務大臣表彰の報告とさせてい ただきます。

以上です。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

どのぐらいすごいのかということを、是非ご説明いただきたいと思います。外務大臣表彰は多分年に1回で、表彰されるのが1年にどれぐらいあって、あと学校でというとどれぐらい受けてもらえるものなのか。

高知商業高等学校事務長

今,追加資料の配付をさせていただいておりますが、この資料が、今年度の外務大臣表彰で団体表彰として受賞された団体の一覧になっております。高知商業高校はその最初からの10番目に入っております。見ていただいたら分かりますように、今年は団体で63団体が表彰を受けておりますが、そのうちの55団体が実質海外で活動している団体です。国内で活動している団体は、高知商業含めて僅か8団体で、そこの1枚目にあります7の神奈川県伊勢原市とか静岡県袋井市、それから東京都渋谷区、それに高知商業高校という具合に、全く毛色の違う高知商業の活動が今回評価されたものです。ほかにも後ろの方に出ておりますが、日本で活動している団体としては、ファーストリテイリング、そういったところとか国の研究開発機関や日本気候リーダーズ・パートナーシップというように、国からお金をいただいているようなところが中心で、高知市の生徒が中心になって市民活動という形で続いている活動は、この中で極めて異色の表彰になっていると思っております。

西森委員

高知県内の団体は、過去、大体どれぐらい表彰されています。

高知商業高等学校事務長

調べてみたのですが、発見できませんでした。

西森委員

初めてかもしれないですかね、初めてというか、すごいですね。ファーストリテイリングってユ ニクロですよね、ユニクロですもんね。

高知商業高等学校事務長

そうです。

西森委員

できるだけ大きく宣伝していただきたいと思います。本当におめでとうございます。

谷委員

誠におめでとうございます。すばらしい。

山本教育長

それではこの件の質疑を終了いたします。

日程第2 市教委第31号「令和2年度使用高知地区教科用図書の採択について」,日程第3 市教委第32号「令和2年度使用高知地区小・中・義務教育学校教科用図書(学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。)の採択について」及び日程第4 市教委第33号「令和2年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」の議題ですが,この3案件は,8月末までの間,時限秘の内容となっておりますので秘密会といたします。

また、報告事項の2件目につきまして、当該報告事項は個人情報に関わる内容であることから、 秘密会といたします。

なお、進行の都合上、報告事項から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

山本教育長

それでは、報告事項「いじめ案件について」を議題といたします。

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会と し、会議録に記載しない。)

山本教育長

続きまして、日程第2 市教委第31号「令和2年度使用高知地区教科用図書の採択について」を 議題とします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長

市教委第31号「令和2年度使用高知地区教科用図書採択について」説明いたします。

趣旨といたしましては、令和2年度から高知市立学校で使用する教科用図書を採択するに当たり、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定の事項に照らし合わせ、教科用図書 の採択の公正確保に努めるものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項には、「教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は、自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。」と規定されております。つきましては、森田委員さんが、中学校及び高等学校「家庭科」の教科書における執筆等に携わっておられますことから、先ほどお伝えいたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づきまして、公正確保のため、今後の「家庭科」及び「家庭科分野」に係る教科書採択審議に限りまして、森田委員さんにご退席いただくことをお諮り下さいますようお願いいたします。

なお、その他の教科の教科書採択審議の際、森田委員さんは中学校及び高等学校「家庭科」の教 科書に係る執筆以外、特に利害関係が認められていないため、審議にご参加いただくことを併せて お諮り下さいますようお願いいたします。

山本教育長

ありがとうございました。先ほど説明がありましたように、それ以外の部分については参加することについて、ここで議決をいただいておけば公正性が確保できると考えております。採決をお願いいたします。市教委第31号「令和2年度使用高知地区教科用図書採択について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

委員一同

--【異 議 な し】------

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第31号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第32号「令和2年度使用高知地区小・中・義務教育学校教科用図書(学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。)の採択について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長

趣旨は、令和2年度使用高知地区小・中・義務教育学校教科用図書について、高知地区教科用図書採択協議会からの報告書、資料を審議し、種目ごとに1種を採択するものです。

まず、資料の説明をいたします。

資料1の1ページから3ページは、本市の「教科書採択の仕組み」と「調査研究方針」でございます。4月定例会でご説明いたしましたとおり、中学校教科用図書につきましては、新たに文部科学大臣の検定を受けた教科書がございませんでした。そのため採択事務を簡略化いたしましたが、平成27年度の高知地区教科用図書採択協議会で検討された資料を基に、慎重に審議がなされております。小学校教科用図書につきましては、今回、学習指導要領改訂に伴う教科書採択ということも

あり、調査研究委員会からの各教科の専門的な調査研究結果をもとに、採択協議会において3種選 定の協議が丁寧に行われております。

4ページは本日の定例教育委員会に先立ちまして、採択協議会の江渕会長から教育委員会へ提出された答申でございます。この採択協議会からの答申でございますが、中学校は特別の教科、道徳を除く9教科15種目、小学校は11教科13種目につきまして、調査研究方針に基づき、種目ごとに3種が選定されております

資料2は文部科学省作成の令和2年度使用小学校教科書目録・中学校教科書目録の掲載図書一覧でございます。表の中で○が入っている箇所が、文部科学省の検定を合格し目録に登録された教科書となります。

また、それぞれの〇の横に※印のあるものが、平成27年度に本市で採択をされ、現在使用している教科書を示しております。中学校の国語の欄を例にいたしますと、光村図書出版株式会社発行の教科書を使用しているということでございます。

資料3は採択協議会からの「2020年度使用教科用図書についての報告書(中学校)」でございます。資料3の1ページをご覧いただきますと、こちらには国語において選定された3種に共通する特徴が記載されております。そして2ページから6ページまでが、発行者ごとの報告書資料となっております。なお、採択協議会の役割は「種目ごとに3種を選定すること」でございますので、その3種の評価や順位性について記載しております。以下、国語と同様に、種目ごとに「選定された3種に共通する特徴」と「発行者ごとの報告書資料」が記載されております。

また、資料3の35ページをご覧ください。地図は2種のみの発行でございますが、採択協議会におきまして、今回、その全てがふさわしいものとして選定されております。そして地図と同様に、57ページの音楽一般や、60ページの音楽器楽も2種のみの発行でございますが、採択協議会におきまして、今回、その全てがふさわしいものとして選定されております。

なお、小学校教科用図書につきましても、資料4として、採択協議会からの報告をお受けしておりますので、中学校教科用図書と同様に協議及び採択をお願いいたします。

協議に当たりまして、委員さんの後ろには、採択協議会で3種選定された教科書見本及び3種以外の教科書につきましても、見本本を見ることができるように用意しております。

本日は、採択協議会からの答申を参考にしていただきまして、中学校から種目ごとに1種ずつ、 採択していただきますようお願いいたします。

それでは,委員の皆様,よろしくお願いいたします。

山本教育長

それではまず、中学校教科用図書の採択について、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

まず最初に、私が先日申しましたけれども、立派な目次集を作っていただきまして本当にありが とうございます。きちんと熟読して臨むようにいたします。ありがとうございました。

谷委員

来年1年間だけ使用ということですよね。長い期間採択してきた結果の教科書であって、それをあと1年ということなので、わざわざ変える必要もないのではないかとも思いますが、この全部の中で、現在採択している中学校の教科書で支障があるとか、ちょっとこれはどうなんだということを学校教育課で把握していれば、説明していただいたらと思います。

学校教育課指導主事

今の質問に関連しまして、特に何らかの支障があるというふうなことは、教育委員会の方には届いておりません。

谷委員

全ての教科書において。

学校教育指導主事

はい。

森田委員

保護者,子供からも,先生からも。

谷委員

前回、小学校もそういうふうにしてやって、そのままでやったかな。確かそうでしたね。

山本教育長

1年間延長というのはありました。

学校教育課長

はい, 小学校も昨年が簡略化の分でした。

谷委員

私としましては、採択を経て出している教科書を、あと1年なので、現行で何ら支障があるということもないのであれば、問題はないのではないかと思います。中学校についてはね。小学校はこれからやる。

山本教育長

いかがでございましょう。改めて中学校については、来年度きちっとした採択を行う必要がある、新学習指導要領に向けた教科書が出来上がりますので。先ほど言いましたように、1年間については、現在使用している教科書を引き続き使用するということでよろしいでしょうか。

委員一同

_____[は い]_____

山本教育長

それでは中学校教科用図書については、現在使用しているそれぞれの教科書を来年度も採択する、 ということでよろしいでしょうか。

委員一同

---【異 議 な し】-----

山本教育長

引き続き小学校教科用図書について、質疑等をお願いしたいところではありますが、この案件については、学習指導要領改訂に伴う教科書採択ということもあり、本日の委員会のみで結論を出すことは難しいと考えます。次回の委員会までに、資料に目を通していただき、その上で結論を出してはどうかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

委員一同

-----【異 議 な し】-----

山本教育長

それでは、市教委第32号「令和2年度使用高知地区小・中・義務教育学校教科用図書(学校教育 法附則第9条の規定に基づく一般図書を除く。)の採択について」は、継続審議といたします。それまでに、資料にお目通しくださるようお願いします。

委員一同

山本教育長

日程第4号 市教委第33号「令和2年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長

市教委第33号「令和2年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」説明いたします。

資料1をご覧ください。初めに、「学校教育法附則第9条による教科用図書」について説明いた します。

(1)について補足説明をいたします。特別支援学校及び小・中・義務教育学校の特別支援学級においては、学校教育法附則第9条の規定により、同法第34条に定める教科用図書以外の図書を教科用図書として使用することができます。学校教育法第34条に定める教科用図書とは、同法第34条第1項には、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」と定められており、この規定は、中・義務教育学校及び特別支援学校にも準用されます。しかしながら、特別支援学級や特別支援学校において用いるための検定済教科書は、現在発行されておりません。また、文部科学省が「文部科学省著作教科書」を編集・発行していますが、その種類は国語、算数・数学、音楽のみに限られております。そこで、特別支援学級及び特別支援学校においては、学校教育法附則第9条の規定によりまして、検定済教科書や文部科学省著作教科書以外の図書を教科書として使用することができることになっておりまして、この図書を通称「9条図書」と呼んでおります。

(2)についてですが、この9条図書は、検定済教科書では子どもたちの学習に適切でないという場合に使用するものですので、これを用いる場合には、検定済教科書の支給を受けずに、替わりに9条図書の支給を受ける、ということになります。なお、9条図書は、検定済教科書と同様に無償で給与され、支給された図書は子ども個人のものとなります。

(3)についてですが、9条図書は、特別支援教育の教育課程に即して用いられるものですので、教育課程上にない教科に対しては支給できません。

(4)についてですが、9条図書は検定済教科書のように、日々これを用いて授業を行うというものではなく、子どもたちの学習活動を発展・拡大させていくための一つの題材として活用されることが多いものでございます。

特別支援学級や特別支援学校におきましては、各教科等にわたる内容を総合的に学習することが多くございますが、9条図書はこうした学習活動に対する子供たちの意欲を引き出したり、劇やものづくりなどの活動へと発展・拡大させていくための題材として活用したりすることが多くなっております。

次に、9条図書の採択について説明いたします。

採択の流れにつきましては、資料2の1ページをご覧ください。

1高知県教育委員会からの指導・助言を得て、2本市教育委員会事務局教育研究所特別支援教育 班が、3・4学校代表の意見を参考に調査研究を行い、5高知市教育委員会事務局が採択資料を作 成するとともに本教育委員会に提案し、審議を行い、採択をお願いするものです。

2ページをご覧ください。本年度の本市の「義務教育諸学校における学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定基準」を示しています。この内容におきましては、本年度の県教育委員会の一般図書選定基準によるものを参考に作成しております。

資料3をご覧ください。9条図書は、平成15年度以降、採択された図書を順次追加していく形にしていただいておりまして、資料3にございますように本年度は455冊の一般図書の中から選べることになっております。検定済教科書の採択とは異なり、年度を追って順次図書を追加しておりますのは、できるだけ広い選択肢の中から、子供たちの現状に応じてより良い図書を選択できるようにするためでございます。

続きまして、資料2の3ページから4ページをご覧ください。令和2年度以降用として新たに調査を行う一般図書一覧でございます。3ページのナンバー1からナンバー9までの9冊においては、県教育委員会からの指導・助言を受けた図書でございます。4ページのナンバー10から14の5冊については、本市において学校現場からの使用の希望を参考に選んだ図書でございます。よって、合計14冊において、本日ご審議をお願いいたします。5ページをご覧ください。5ページ以降11ページまでは、この14冊の本の内容構成や印刷・表現、価格等について調査・研究した結果でございます。こちらに、14冊の見本の本を用意してありますので、ご覧いただければと思います。

本日は、この14冊について採択を審議していただきたく存じます。

9条図書のご説明は、以上でございます。

では、この14冊につきまして少し見ていただけたらと思いますのでお机の上にお持ちいたします。 それぞれ図書には番号を振っています。

山本教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

この図書コードというのは何ですか。

山本教育長

5ページとかにある、表の中にある番号ですよね。1番で発行者コードと図書コード。

教育研究所指導主事

図書コードにつきましては、文部科学省の方で独自に割り振っているコードになっておりますので、ISBNなどの数字とはまた別のものになっていると思います。

西森委員

分かりました。これ、未定とか斜線になっているものは、文科省で既に割り振られているものではない、というぐらいの意味合いだと思っておいてよろしいですか。

教育研究所指導主事

はい。そのようにご理解いただけたらと思います。

西森委員

はい。分かりました。

森田委員

このシリーズ、金高堂さんで小学生が立ち読みしていたのを結構見ました。シリーズが一杯あるんですよね。学校では教えてくれない大切なことで。気持ちの伝え方とか。

西森委員

基本的には推薦があってのことなので余り意見とかどうこうないのですが、例えばこういう本など、明らかに字が小さいなと感じますけど、どういうものなのでしょうか。持ち運びはとてもいいですけど。

教育研究所指導主事

カメレオンの方が13番と14番とありますけれど、13番の方が塗り絵用にカラー刷りになっていないものでして、子供さんの自由な発想で塗っていただければいいのですが、なかなかそこのイメージングができない子供さんもおいでますので、そういう際にはこういう14番の本を見せて、こういうふうに塗るといいんだよ、というようなお手本的な扱いになっております。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。字が小さいようには思いますが。

知的障害のお子さんの教科書は文科省の図書ではちょっと、というところがあるのかなということは、素人も分かる感じがいたします。逆に肢体のお子さんたちは、人によりますでしょうけど、文科省の教科書でも全然問題ないだろうと思っており、情緒だとやっぱり、人間関係とかいろんな

コミュニケーションのことでとお伺いすることもあります。学習障害のお子さんには、例えばどんなのが向いているのですか。向いてるというか、私もよく分からなくて。知人の中にたまたま学習障害のお子さんがいると、最近聞いて関心を持ったのですが。

教育研究所特別支援教育班長

学習障害はいわゆる発達障害の中の一つとしてこう言われておりますけれども、基本的には知的の遅れがないお子さんなので、通常の教育課程に準じていきます。例えば、読み書き障害とか計算障害などは学習障害の一つに入ってきますけど、電子黒板を使ったりとか電子教科書らで対応したりということで、知的障害のあるお子さんが、委員さんが言われたように、従来の教科書では国語や算数に興味が持ちにくいということで、こういったものを使ってということになります。学習障害は基本的に、通常の教育課程に準じていくというところが基本になっておりますので、使う教科書は一緒です。

西森委員

そうなんですね。

山本教育長

13と14というのは、2冊買って、子供に渡すことができますか。

教育研究所指導主事

そうですね。本としては別のものになっていますので。

山本教育長

一人2冊でも、それは文科の方で出していただけると。

教育研究所指導主事

はい、形としては一人に2冊お渡しをするというよりも、例えばですけれども、14の方は学校図書館の方に入れていただくような形の方が現実的かなとは思われます。

谷委員

NHK出版のものが一つありますけれど、ほかにもありますか。NHK出版の。

教育研究所指導主事

今まで採択した一般図書の中にNHK出版のものもございます。

谷委員

そうですか。特にこの、「やさいの時間」を推した理由は。

教育研究所指導主事

テキスト本的な要素もありますけれども、例えば職業・家庭の教科において栽培の分野がございますので、そちらでの活用が考えられます。それから本の内容としまして、野菜を育ててその野菜を使った料理なんかも紹介をされておりますので、家庭の分野でも活用ができるのではないかというふうに考えられます。

谷委員

かなり高度ですよね。高度な感じですよね。

教育研究所指導主事

確かに書いてある内容は高度ですけれども、作業の流れにつきましては、写真やイラスト等で説明をされておりますので、それぞれの理解度、子供さんの理解度に合わせて活用していくことができるのではないかと考えます。文字を読んで理解できる子供さんは、より深く理解学習が進められると思いますし、そうでない子供さんにつきましては、そのイラストを見ながら作業の流れを確認して作業に当たっていく、というようなことができるのではないかと考えます。

谷委員

分かりました。

西森委員

この2番と4番,4番などは特別支援学級とうたわれていて,2番も全国特別支援教育知的障害教育研究会というところが出されているものなんですよね。何かその,このような回りくどい手順を踏まないと入れないのかといいますか,ここで採用されなかったら,先生方がポケットマネーで買うしかなくなるということですか。正にそのものずばりですよね。回りくどいという言い方をしたら変ですけど,最初から選定せずに,文科省で検定して持ってくればいいのに,というふうに思ってしまったのですけど。ほかにももし,こういうシリーズで採用されていないものがあるとしたら,ちょっとうまく配置されていないようなイメージがありますけど。

教育研究所特別支援教育班長

先ほど言っていただいたように、最近は、昨年度もありましたすけど、ソーシャルスキル的なものとか、生活に、というものが、よりダイレクトにそういうふうな出版も増えてきています。先ほど言った学習障害とかの発達障害などが、クローズアップをすごくされていますので、そういうふうな形の本は、これから多分増えてくると思います。ただ、数がやっぱりすごい少なくて、情報も少ないので、こういう形でしか私たちも挙げていくことができないので、少しでもそういった採択をしていきながら、課長が言われていた、幅広い中で子供の実態に合わせて選んでいけるというのが、やっぱりこの9条図書の目的になりますので、そこをまた。ご意見ありがとうございます。

西森委員

ここで採択しなかったら日の目を見なくなるというか、先生方も自力で買わないといけなくなりますよね。

山本教育長

なかなか教科書検定も大変みたいでして、文科省の方にも教科書課という課を作って、そこの中で細かく表現方法までチェックをした上でという形になるので。逆に検定を取らない方が、もう少し自由な表現方法とかあるのではないかという気はしますので、やっぱりこういう特別支援が必要な子供さんについては、こういうような形で情報収集に努める必要がありますけれども、その子供さんに適した、こういうような図書を選んでいくということも、一つメリットはあるのかなという気はいたします。

そのほか、質疑等はよろしいでしょうか。

それではほかにご意見もないようですので、この件につきまして質疑を終了しまして、採決に移りたいと思います。市教委第33号「令和2年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

田美	=====	75	1	1	
共	舐	14.			

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第33号は原案のとおり決しました。

それでは、以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これで、教育委員会を閉会いたしま す。

閉会 午後5時15分

署名		
教育長		
2番委員		